

転校（転出）が決まったら

① 転居の予定を早めに学級担任に教えてください。



② **住民票手続日（引っ越し日）**が決まったら「転学・退学届出書」（2枚複写）をお渡しします。

必要事項を記入して、担任にお渡しください。

学校納入金を精算します。（返金もしくは納入があります）

市外への転校の場合、学校の給食費もここで停止します。給食費に未納があれば、納入通知書をお渡しします。金融機関で払込をしてください。

PTA 地区校外委員さんへご連絡ください。

③ 「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をお渡しします。

原則として、最後に登校する日に保護者にお渡しします。（最終登校の日付となります）

新しい学校でお子さんがすぐに必要なもの（ゴム印・健康手帳・など）を担任からお渡しします。新しい学校へお持ちください。

*****希望ヶ丘小学校での手続きはここまでです。*****

④ 区役所で転出の手続きを行ってください。

住民票の異動と同時でも構いません。

⑤ 新しい学校では……

転居した新しい住所地で「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を提示し、入学通知書の交付を受けます。

新しい学校へ行き「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「入学通知書」をお渡しください。

○ 指定地区外就学

学区外に転居しても本校へ通学したい場合は、必ず**事前に学校長にご相談**ください。条件が満たされた場合のみ許可をします。所定の手続きを行っていただきます。

お住まいの区役所で手続きをしていただきます。

○ 海外に転出される場合

- ・ 海外日本人学校などへ行かれる場合

→国内の転校手続きとほぼ同じです。相手校の教科書などが同じ場合はそのまま使います。

- ・ 現地校（相手国の学校）の場合

→その国（または州）の法律に従ってください。日本の就学義務の対象外になります。

海外へ転出の場合のお問い合わせ

海外子女教育振興財団

URL <http://www.joes.or.jp/>

====お子さんが新しい環境に早く慣れますように！！====